

【人権教育をめぐる動向】 その3

「国際人権規約」—理念を実体へ—

「世界人権宣言」は、人権をすべての人が享受すべき普遍的価値＝理念として宣言しました。その後、国連はこの理念を実体化するため様々な国際人権条約を採択してきました。今回は、その代表格である「国際人権規約」を紹介します。

「国際人権規約」は 1966(S41)年、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」〈A規約〉と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」〈B規約〉として策定されました。このうち〈B規約〉は規約の実施状況に関する報告書を、5年ごとに規約人権委員会に提出することを締約国に義務づけています。規約人権委員会は提出された報告書を審査し、勧告を行う権能を有しています。締約国は勧告内容への対応を次回の報告書で報告することになります。

今年、日本政府の第5回報告書〔2006(H18)年提出〕が規約人権委員会により審査される予定となっています。前回の報告書に対して規約人権委員会は、婚外子の取扱い、刑事手続き、女性の人身売買等について、18点の勧告を行っています。以下にその一部を示します。

規約人権委員会の勧告(1998(H10)年)	その後の推移
人権救済のための独立機関の設立	人権擁護推進審議会答申が独立機関の必要性を提言〔2001(H13)年〕
入国管理局の処遇に対する申立を行う独立機関の設置	收容所長または法務大臣への申立を可能とするよう被收容者処遇規則を一部改正〔2001(H13)年〕
外国人登録証明書の常時携帯義務違反への刑事罰の見直し	外国人登録法を改正、刑事罰(20万円以下の罰金)から行政罰(10万円以下の科料)へ〔1999(H11)年〕
児童買春・児童ポルノ処罰法案における児童の定義変更(13歳未満から18歳未満へ)	18歳未満として施行〔1999(H11)年〕

国際人権規約の他にも、集団殺人の禁止、拷問の禁止、人種差別の禁止や、子ども、女性、難民、移住労働者などの権利保障などを目的に、2007(H19)年までに30の国際人権関係諸条約が採択されてきました。このうち日本は12の条約について批准しています。このようにして、「世界人権宣言」の理念を現実のものとする取り組みが進められているのです。

児童生徒をめぐる人権の実現状況は様々に変化し続けています。この変化に各国際人権条約がどのように影響しているか、大切な視点として持っておきたいものです。